

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』について

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入の激減・アルバイト収入の激減・中止等などにより学生生活にも経済的な影響が顕著となっており、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、文部科学省において「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』が創設されました。

本制度を希望される学生は、以下の内容を確認していただき、大学へ郵送にて申請をしてください。大学は要件を確認した上で当該学生を推薦し、『学生支援緊急給付金』は日本学生支援機構から支給（振込）されます。

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』

	事業内容
対象者	家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を満たす方
支給金額	住民税非課税世帯の学生：20万円 上記以外の学生：10万円
支給方法	申請者本人名義の口座に振込。本人名義の口座が無い人は、給付金の申込までに利用できる口座を開設しておいてください。 ※支給の決定については特に通知はしません。口座への振込をもって支給決定の通知に代えます。
支給対象者の要件（基準）	<p>1. 以下の①～⑥を満たす者（留学生等については、①～⑤及び⑦を満たす者）</p> <p>①家庭からの多額の仕送りを受けていない</p> <p>②原則として自宅外で生活をしている</p> <p>③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い</p> <p>④家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援ができない</p> <p>⑤新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む）が大幅に減少（前月比の50%以上減少）している。</p> <p>⑥既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の第Ⅰ区分の受給者 2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の供給が可能なものにあっては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者 3) 新制度に申込をしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者 4) 新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者 <p>⑦留学生等については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い経済的に困窮してい</p>

	<p>ることに加えて、以下の要件を満たすことが必要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には前年度の成績評価係数が 2.30 以上出ること。 2) 1 か月の出席率が 8 割以上であること 3) 仕送りが平均月額 90,000 円以下であること（入学金・授業料等は含まない） 4) 在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること <p>2. 上記 1. を考慮した上で、経済的理由により大学での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者</p>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生支援緊急給付金申請書(PDF) ・ 学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書(PDF) ・ 証明書類（※「申請の手引き」P6.7 参照） (PDF) <p>※提出書類等に不備がある場合は申請できません。</p> <p>書類のダウンロードは、本学の大学 HP トップページ「重要なお知らせ」の 20205.26【最新版】文部科学省「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』からおこなってください。</p>
提出期限	令和 2 年 6 月 11 日（木）16 時 必着
提出方法	書類の性質上、記録の残る郵便形態（レターパック・特定記録郵便等）で郵送
提出・ 問合せ先	<p>短期大学部</p> <p>〒464-8650 名古屋市千種区楠元町 1-100 愛知学院大学 短期大学部事務室</p> <p>TEL:052-751-2561</p>
その他	<p><参考：文部科学省></p> <p>https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html</p>